

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 美作市役所

令和8年8月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	106.6 %
全職員	66.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	98.3 %
本庁係長相当職	100.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.5 %
31～35年	94.5 %
26～30年	96.7 %
21～25年	89.9 %
16～20年	87.8 %
11～15年	93.7 %
6～10年	90.4 %
1～5年	78.0 %

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は72.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は53.7%である。
- ・全職員の男女比は6：4であるところ、近年の女性の新規採用を増やした結果、継続年数5年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	18.2%

【説明欄】

参考：男女別管理職登用比率

- ・男性 16.3%
- ・女性 4.7%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	14.3%
本庁課長相当職	20.0%
本庁課長補佐相当職	28.6%
本庁係長相当職	43.9%

【説明欄】

参考：各区分における伸び率（令和6年度－令和7年度）

- ・本庁部局長・次長相当職 0.0% ⇒ 14.3%
- ・本庁課長相当職 25.6% ⇒ 20.0%
- ・本庁課長補佐相当職 26.5% ⇒ 28.6%
- ・本庁係長相当職 46.0% ⇒ 43.9%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	— %	— %
1週間以上2週間未満	0 %	0 %	— %	— %
2週間以上1月以下	0 %	0 %	— %	— %
1月超3月以下	25 %	0 %	— %	— %
3月超6月以下	50 %	0 %	— %	— %
6月超9月以下	25 %	0 %	— %	— %
9月超12月以下	0 %	20 %	— %	— %
12月超24月以下	0 %	30 %	— %	— %
24月超	0 %	50 %	—	—

【説明欄】

参考：男性職員の育児休業取得率の推移

- ・令和4年度 9.1 %
- ・令和5年度 42.9 %
- ・令和6年度 40.0 %

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.2 時間／月
内部部局等以外	7.2 時間／月

【説明欄】

参考：時間外勤務時間の推移（全体）

- ・令和4年度 7.8 時間／月
- ・令和5年度 4.7 時間／月
- ・令和6年度 8.2 時間／月
- ・令和7年度 8.4 時間／月